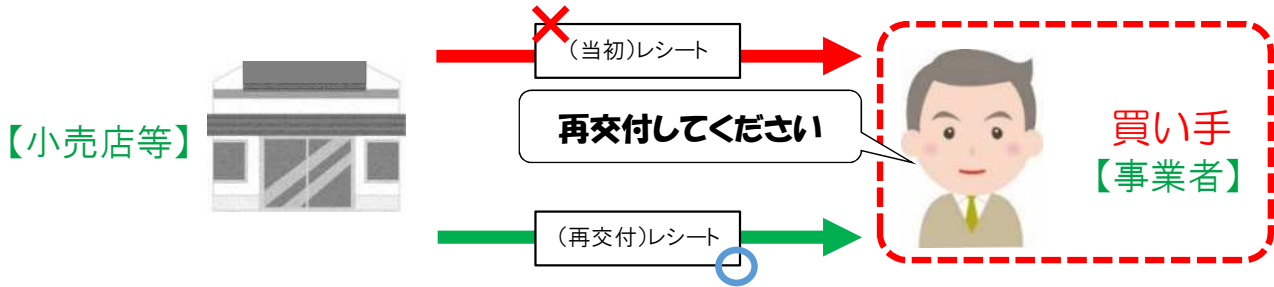


誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを受領した場合

- 消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、取引の事実に基づく一定の事項が記載された「区分記載請求書等」の保存が必要です。
- 例えば、誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを受領した場合には、取引先に対して「**取引の事実**」に基づくレシートの再交付を依頼するといった対応が必要となります。

<事例> (軽減税率(8%)が適用される商品(飲食料品:税抜価格10,000円×5点)について、標準税率(10%)が適用された場合の税込価格55,000円で販売していた場合)



(当初) 買い手が受領したレシートのイメージ

(株)△△ ○○店 TEL 03-XXXX-XXXX	
20XX年12月02日(月)13:45	
飲食料品 5点 @10,000	50,000円

8%対象計	0円
外税額	0円
10%対象計	50,000円
外税額	5,000円
合計	55,000円
⋮	
*は軽減税率対象品目	

(再交付) 買い手が受領したレシートのイメージ

(株)△△ ○○店 TEL 03-XXXX-XXXX	
20XX年12月02日(月)13:45	
飲食料品* 5点 @10,000	50,000円

8%対象計	50,000円
外税額	4,000円
10%対象計	0円
外税額	0円
合計	54,000円
⋮	
*は軽減税率対象品目	

適正な税率(8%)で再交付を受けたレシートに基づき記帳

仕 入		
20XX年 月 日	摘要	借方
12 2	飲食料品 ※	54,000
※ 軽減税率対象品目		

適用税率の誤りによる税込対価の誤り
→「追記」は不可